

老齢厚生年金の在職停止について

平成27年10月1日より共済年金と厚生年金は一元化され、制度的差異については、原則、厚生年金の制度に合わせることとなりました。

これに伴い、年金を受給されている方が、民間企業などに再就職された場合の在職停止にかかる取扱いが変更となりましたので、ご説明いたします。

年金の一部が停止される対象となる方

- A. 70歳未満の方が厚生年金保険に加入する場合(公務員、私立学校教職員を含む。)
- B. 70歳以上の方が厚生年金保険適用事業所に勤務する場合(公務員、私立学校教職員を含む。)
- C. 国会議員または地方議会議員となった場合

※退職共済年金(経過的職域加算額)は、公務員在職中の間は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。
 なお、老齢基礎年金については、支給停止されません。

今回は、Aの方を対象とした停止額の計算についてご案内いたします。

- ① 基本月額=老齢厚生年金の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く)の1/12
(注)複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。
- ② 総報酬月額相当額=(標準報酬月額)+(過去1年間の標準賞与額の総額を1/12した額)
↳厚生年金保険法の規定による標準報酬月額(上限62万円、下限9.8万円)

65歳未満

①+②=28万円以下のとき → 支給停止額は0円



■ ①+②=28万円を超えるときの停止額計算

①が28万円以下の場合

②が47万円以下のとき	②が47万円を超えるとき
$\frac{(\text{①} + \text{②} - 28 \text{万円})}{2} \times 12 \text{月}$	$\left\{ \frac{(47 \text{万円} + \text{①} - 28 \text{万円})}{2} + (\text{②} - 47 \text{万円}) \right\} \times 12 \text{月}$

①が28万円を超える場合

②が47万円以下のとき	②が47万円を超えるとき
$\frac{\text{②}}{2} \times 12 \text{月}$	$\left\{ \frac{47 \text{万円}}{2} + (\text{②} - 47 \text{万円}) \right\} \times 12 \text{月}$

65歳以上

①+②=47万円以下のとき → 支給停止額は0円



■ ①+②=47万円を超えるときの停止額計算

$$\frac{(\text{①}+\text{②}-47\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$$

老齢厚生年金の受給権発生日または厚生年金保険の被保険者等になった日の属する月の翌月から支給停止の対象となります。

基本月額・総報酬月額相当額 計算シート

老齢厚生年金の報酬比例部分	円 … a		
退職共済年金の経過的職域加算額	円 … b		
再就職した勤務先での標準報酬月額	円 … c		
過去1年間の標準賞与額	(6月)	円	(12月) 円

基本月額=(a + b)÷12= 円…①

総報酬月額相当額=(c+過去1年間の標準賞与額の合算額の1/12)= 円…②

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307